

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案) 新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

見直し前	見直し後
令和2年9月 日 (条例第 号)	令和2年9月 日 (条例第 号)
目次	目次
前文	前文
第1章 総則	第1章 総則
第1条 目的	第1条 目的
第2条 定義	第2条 定義
第3条 基本理念	第3条 基本理念
第2章 市民の役割	第2章 市民の役割
第4条 市民の役割	<u>第4条 市民の権利</u>
第3章 市の役割	<u>第5条 市民の役割</u>
第5条 市の役割	第3章 市の役割
第6条 市職員の育成及び参画促進	<u>第6条 市の役割</u>
第4章 協働の推進	<u>第7条 市職員の育成及び参画促進</u>
第7条 協働の推進	第4章 協働の <u>まちづくり</u>
第8条 高等教育機関との連携	<u>第8条 協働の<u>まちづくり</u>の推進</u>
第9条 情報の共有	<u>第9条 高等教育機関との連携</u>
第10条 市民参画の対象	<u>第10条 情報の共有</u>
第11条 市民参画の方法	<u>第11条 市民参画の対象</u>
第12条 人材育成	<u>第12条 市民参画の方法</u>
第5章 地域協議会	<u>第13条 人材育成</u>
第13条 地域協議会の設置	第5章 地域協議会
第14条 地域協議会の役割	<u>第14条 地域協議会の設置</u>
第15条 地域協議会の組織	<u>第15条 地域協議会の役割</u>
	<u>第16条 地域協議会の組織</u>

見直し前	見直し後
<p>第16条 地域協議会の委員の任期等</p> <p>第17条 委任</p> <p>第6章 まちづくり活動の推進</p> <p>第18条 まちづくり活動団体の役割</p> <p>第19条 まちづくり活動団体との協働</p> <p>第20条 地区まちづくり推進委員会</p> <p>第21条 まちづくり活動の拠点</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第22条 条例の見直し</p> <p>第23条 その他</p>	<p>第17条 地域協議会の委員の任期等</p> <p>第18条 委任</p> <p>第6章 まちづくり活動の推進</p> <p>第19条 まちづくり活動団体の役割</p> <p>第20条 まちづくり活動団体との協働</p> <p>第21条 地区まちづくり推進委員会</p> <p>第22条 まちづくり活動の拠点</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第23条 条例の見直し</p> <p>第24条 その他</p>
<p>附則 (別表)</p>	<p>附則 (別表)</p>
<p>前文</p> <p>私たちのまち浜田市は、全国に誇れる海、山などの美しい自然と、石見神楽や石州半紙などの伝統文化、そして自然を活かした多くの観光資源を有した島根県西部の中核都市です。</p> <p>平成17年10月の市町村合併では全国に先駆け「浜田那賀方式自治区制度」を採用し「地域の特徴や地域らしさを大切にしたまちづくり」に取り組んできました。</p> <p><u>しかしながら、社会情勢が大きく変化する中、地域だけ、市だけでは対応できない問題が増えています。こうした変化に対応するため、</u></p>	<p>前文</p> <p>私たちのまち浜田市は、全国に誇れる海、山などの美しい自然と、石見神楽や石州半紙などの伝統文化、そして自然を活かした多くの観光資源を有した島根県西部の中核都市です。</p> <p>平成17年10月の市町村合併では全国に先駆け「浜田那賀方式自治区制度」を採用し「地域の特徴や地域らしさを大切にしたまちづくり」に取り組んできました。</p> <p><u>これからも、全ての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることは行政の役割であることに変わりはありません。しかしながら、人口減少や同時に進む少子高齢化といった社会情勢の中、担い手</u></p>

見直し前	見直し後
<p>これまで進めてきたまちづくりの良いところを引き継ぎ、さらに発展させていく仕組みを作っていくことが大切になります。</p> <p>そこで浜田市では、一人ひとりが浜田市の持つ伝統や文化を受け継ぎ、市全体でまちづくりに取り組むことが、「みんなが笑顔で暮らせるまち」を未来に残す方法の一つと考え、これまでの「自治区」という枠を超えた、新しいまちづくりに向けた取り組みを始めています。</p> <p>これからは、浜田市に暮らす子どもから高齢者までのすべての人が、お互いの特徴や役割、そしてパートナーであることを認め合いながら、自分のまちや市の出来事に関心を持ち、まちづくりに自分から参画することが必要です。</p> <p>また、市も市民との関係をもう一度見つめなおし、誰もがまちづくりに参画できるよう、わかりやすい市政運営と、市民とのさらなる連携と協力が必要です。</p> <p>このような考えの下、<u>新しいまちづくりの仕組みをわかりやすく示し、誰もが参画でき、学ぶことのできる活動拠点を整備するとともに、私たちの願いである「すべてのひとが一体となった持続可能な元気な浜田」を目指し、誰もが参画でき、学ぶことのできる活動拠点を整備するとともに、「条例」として新しいまちづ</u></p>	<p><u>不足による地域活動の衰退や行政サービスのスリム化により、草刈や防災活動といった身近な課題から、施設の維持管理のような大きな課題まで、地域だけ、市だけでは手が届かない課題が増えています。</u></p> <p><u>こうした中、まちづくりに対して関係団体と連携し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識を持った市民も増えてきていますが、地域における更なる生活の多様化や個別化する課題を解決していくことは、これまでの取組だけでは難しくなっています。</u></p> <p><u>こうした課題に取り組んでいくため、</u>これまで進めてきたまちづくりの良いところを引き継ぎ、さらに発展させていく仕組みを作っていくことが大切になります。</p> <p>そこで浜田市では、一人ひとりが浜田市の持つ伝統や文化を受け継ぎ、市全体でまちづくりに取り組むことが、「みんなが笑顔で暮らせるまち」を未来に残す方法の一つと考え、これまでの「自治区」という枠を超えた、新しいまちづくりに向けた取り組みを始めています。</p> <p>これからは、浜田市に暮らす子どもから高齢者までのすべての人が、お互いの特徴や役割、そしてパートナーであることを認め合いながら、自分のまちや市の出来事に関心を持ち、まちづくりに自分から参画することが必要です。</p> <p>また、市も市民との関係をもう一度見つめなおし、誰もがまちづくりに参画できるよう、わかりやすい市政運営と、市民とのさらなる連携と協力が必要です。</p> <p>このような考えの下、<u>私たちの願いである「すべてのひとが一体となった持続可能な元気な浜田」を目指し、誰もが参画でき、学ぶことのできる活動拠点を整備するとともに、「条例」として新しいまちづ</u></p>

見直し前	見直し後
<p data-bbox="73 196 1117 231">な浜田」を実現するため、</p> <hr/> <p data-bbox="73 292 1117 327">浜田市協働のまちづくり推進条例をここに定めます。</p> <p data-bbox="152 438 349 474">第1章 総則</p> <p data-bbox="138 536 232 571">(目的)</p> <p data-bbox="73 585 1117 767">第1条 この条例は、市民の<u>参画及び協働</u>によるまちづくりを推進するための基本的な理念<u>及び事項を明らかにするとともに</u>、市民及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、行動し、だれもが幸せに暮らせる安全安心な地域社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="138 829 232 865">(定義)</p> <p data-bbox="73 879 1117 962">第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="107 976 1117 1059">(1) 市民 市内に居住する者のほか、市内で働く者、学ぶ者並びに市内で活動しているまちづくり活動団体及び事業者をいう。</p> <p data-bbox="107 1074 680 1109">(2) 市 市長その他の執行機関をいう。</p> <p data-bbox="107 1123 1117 1305">(3) まちづくり活動団体 市民が自主的及び自発的に行う、公益の増進につながる<u>非営利の</u>活動を市内において行う団体であって、政治活動又は宗教活動を主たる目的としないものをいう。</p> <p data-bbox="107 1319 1117 1449">(4) 協働 市民と市又は市民同士が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが<u>主体となり</u>、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に行動することをいう。</p>	<p data-bbox="1120 196 2163 327"><u>くりへの取組を示すことで、協働のまちづくりに対する意識を高め、市民と市による協働のまちづくりが更に発展していくことを期待して、ここに浜田市協働のまちづくり推進条例を定めます。</u></p> <p data-bbox="1120 438 1205 474">総則</p> <p data-bbox="1178 536 1272 571">(目的)</p> <p data-bbox="1120 585 2163 767">第1条 この条例は、市民<u>との</u>協働によるまちづくりを推進するための基本的な理念<u>並びに</u>市民及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、行動し、だれもが幸せに暮らせる安全安心な地域社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="1178 829 1272 865">(定義)</p> <p data-bbox="1120 879 2163 962">第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1151 976 2163 1059">(1) 市民 市内に居住する者のほか、市内で働く者、学ぶ者並びに市内で活動しているまちづくり活動団体及び事業者をいう。</p> <p data-bbox="1151 1074 1724 1109">(2) 市 市長その他の執行機関をいう。</p> <p data-bbox="1151 1123 2163 1305">(3) まちづくり活動団体 市民が自主的及び自発的に行う、公益の増進につながる<u>利益を目的としない</u>活動を市内において行う団体であって、政治活動又は宗教活動を主たる目的としないものをいう。</p> <p data-bbox="1151 1319 2163 1449">(4) 協働 市民と市又は市民同士が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが<u>当事者意識を持ち</u>、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に行動することをいう。</p>

見直し前	見直し後
<p>(5) まちづくり 一人ひとりが対等な立場で参画し、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくことをいう。</p> <p>(6) 市民参画 市民が、市が行う政策及び計画の実施、評価及び見直しの各段階において意見を述べ、提案することにより市政を推進していくことをいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民と市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、地域の主役として、積極的にまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(2) 人や地域のつながりを大切にし、互いを尊重するとともに、それぞれの特性や得意分野を活かしたまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(3) 本市の自然、伝統や文化を次世代に継承するとともに、浜田らしさを活用した個性豊かなまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(4) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有しながら、まちづくりを進めるものとする。</p> <p>第2章 市民の役割</p>	<p>(5) まちづくり 一人ひとりが対等な立場で参画し、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくことをいう。</p> <p>(6) 市民参画 市民が、市が行う政策及び計画の実施、評価及び見直しの各段階において意見を述べ、提案することにより市政を推進していくことをいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民と市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、地域の主役として、積極的にまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(2) 人や地域のつながりを大切にし、互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かしたまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(3) 本市の自然、伝統や文化を次世代に継承するとともに、浜田らしさを活用した個性豊かなまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(4) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有しながら、まちづくりを進めるものとする。</p> <p>第2章 市民の役割</p> <p><u>(市民の権利)</u></p> <p>第4条 <u>市民は、市政やまちづくりに平等に参画する権利を有する。</u></p> <p>2 <u>市民は、市政に関するまちづくりに関する情報を知る権利を有する。</u></p> <p>3 <u>市民は、市政に対して意見を述べる権利を有する。</u></p>

見直し前	見直し後
<p>(市民の役割)</p> <p>第4条 市民は、<u>自らが</u>まちづくりの<u>主体</u>であること認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、_____参画及び協働に当たっては、<u>地域らしさ</u>を大切にし、それぞれの立場や違いを認めて行動するものとする。</p> <p>第3章 市の役割</p> <p>(市の役割)</p> <p>第5条 市は、市民が市政について自ら考え、参画することができるよう、必要とする情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>2 市は、市民に市政について分かりやすく説明するとともに、市民からの質問等に対して誠意をもって対応するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、市民の意見等を聴くため、様々な市民参画の機会を積極的に設けながら、市民の考え、意見等を把握し、市政に反映するよう努めるものとする。</p> <p>4 市は、市民に対し市民参画及び協働に関する啓発に努めるものとする。</p> <p>5 市は、<u>まちづくりをするうえで必要となる、技術的及び財政的支援等を行うものとする。</u></p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、_____まちづくりの<u>主役</u>であること認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、<u>まちづくりや市政への</u>参画及び協働に当たっては、地域らしさを大切にし、それぞれの立場や違いを認めて行動するものとする。</p> <p>第3章 市の役割</p> <p>(市の役割)</p> <p>第6条 市は、市民が市政について自ら考え、参画することができるよう、必要とする情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>2 市は、市民に市政について分かりやすく説明するとともに、市民からの質問等に対して誠意をもって対応するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、市民の意見等を聴くため、様々な市民参画の機会を積極的に設けながら、市民の考え、意見等を把握し、市政に反映するよう努めるものとする。</p> <p>4 市は、市民に対し市民参画及び協働に関する啓発に努めるものとする。</p> <p>5 市は、<u>まちづくりの推進及び地域格差の是正のため必要となる人的、技術的及び財政的支援等について、地域性に配慮したうえで行うものとする。</u></p>
<p>6 市は、各所属において積極的に協働を推進するとともに、<u>所属を</u></p>	<p>6 市は、各所属において積極的に協働を推進するとともに、<u>所属を</u></p>

見直し前	見直し後
<p><u>超えた横断的な取り組みを行うよう</u> 努めるものとする。</p> <p>(市職員の育成及び参画促進)</p> <p>第6条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市職員に対して研修等を実施し、職員の育成を図るものとする。</p> <p>2 市職員は、協働のまちづくりを理解し、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりへ参画するよう努めるものとする。</p> <p>第4章 協働の _____ 推進</p> <p>(協働の _____ 推進)</p> <p>第7条 市民及び市は、相互にそれぞれの特性を理解し、尊重し、補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>(高等教育機関との連携)</p> <p>第8条 市民及び市は、高等教育機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）及び専修学校をいう。）、その教育又は研究の成果が協働のまちづくりに生かされるよう連携に努めるものとする。</p> <p>(情報の共有)</p> <p>第9条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報をお互いに広く発信し、収集することにより、その情報の共有に努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、市民の権利及び利益を侵害しないよう配慮する。</p>	<p><u>超えた取り組みについても推進していくよう</u> 努めるものとする。</p> <p>(市職員の育成及び参画促進)</p> <p>第7条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市職員に対して研修等を実施し、職員の育成を図るものとする。</p> <p>2 市職員は、協働のまちづくりを理解し、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりへ参画するよう努めるものとする。</p> <p>第4章 協働の <u>まちづくり</u></p> <p>(協働の <u>まちづくり</u> の推進)</p> <p>第8条 市民及び市は、相互にそれぞれの特性を理解し、尊重し、補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>(高等教育機関との連携)</p> <p>第9条 市民及び市は、高等教育機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）及び専修学校をいう。）、その教育又は研究の成果が協働のまちづくりに生かされるよう連携に努めるものとする。</p> <p>(情報の共有)</p> <p>第10条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報をお互いに広く発信し、収集することにより、その情報の共有に努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、市民の権利及び利益を侵害しないよう配慮する。</p>

見直し前	見直し後
<p>2 市民はお互いに、個々が持つまちづくりに関する情報に関心を持ち共有するものとする。</p> <p>(市民参画の対象)</p> <p>第10条 市は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参画の機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 市の基本構想、基本的事項を定める計画及びそれらの実施計画の策定、変更又は廃止</p> <p>(2) 次に掲げる条例の制定、改正又は廃止</p> <p>ア 市の基本的な方針を定める条例</p> <p>イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税及び国民健康保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）</p> <p>(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の策定、変更又は廃止</p> <p>(4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画の策定、変更又は廃止</p> <p>(市民参画の方法)</p> <p>第11条 市は、参画の対象となる事項について、次に掲げる市民参画の方法のうちいずれか1以上の方法を実施し、広く市民に意見等を求め、市政に反映するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 審議会等</p> <p>(2) パブリックコメント</p> <p>(3) 説明会</p> <p>(4) アンケート</p>	<p>2 市民はお互いに、個々が持つまちづくりに関する情報に関心を持ち共有するものとする。</p> <p>(市民参画の対象)</p> <p>第11条 市は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参画の機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 市の基本構想、基本的事項を定める計画及びそれらの実施計画の策定、変更又は廃止</p> <p>(2) 次に掲げる条例の制定、改正又は廃止</p> <p>ア 市の基本的な方針を定める条例</p> <p>イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税及び国民健康保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）</p> <p>(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の策定、変更又は廃止</p> <p>(4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画の策定、変更又は廃止</p> <p>(市民参画の方法)</p> <p>第12条 市は、参画の対象となる事項について、次に掲げる市民参画の方法のうちいずれか1以上の方法を実施し、広く市民に意見等を求め、市政に反映するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 審議会等</p> <p>(2) パブリックコメント</p> <p>(3) 説明会</p> <p>(4) アンケート</p>

見直し前	見直し後
<p>(5) ワークショップ</p> <p>(6) その他市長が必要と認める方法</p> <p>2 市は、前項各号に掲げる方法により市民参画を実施する場合は、適切な方法によりその実施に関する事項について公表するものとする。</p> <p>(人材育成)</p> <p>第12条 市民と市は、協働のまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成及び活用に努めるものとする。</p> <p>2 市民と市は、次世代のまちづくりを担う子ども、若者等の人材の育成に努めるものとする。</p> <p>第5章 地域協議会</p> <p>(地域協議会の設置)</p> <p>第13条 _____市長の附属機関として、別表による地域ごとに地域協議会を置く。</p> <p>(地域協議会の役割)</p> <p>第14条 地域協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る以下の事項について審議し、答申するものとする。</p> <p>(1) 総合振興計画その他これらに準ずるものとして市長が認める計画に関する事項</p> <p>(2) 市の重要施策に関する事項</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(5) ワークショップ</p> <p>(6) その他市長が必要と認める方法</p> <p>2 市は、前項各号に掲げる方法により市民参画を実施する場合は、適切な方法によりその実施に関する事項について公表するものとする。</p> <p>(人材育成)</p> <p>第13条 市民と市は、協働のまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成及び活用に努めるものとする。</p> <p>2 市民と市は、次世代のまちづくりを担う子ども、若者等の人材の育成に努めるものとする。</p> <p>第5章 地域協議会</p> <p>(地域協議会の設置)</p> <p>第14条 <u>地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、</u>市長の附属機関として、別表による地域ごとに地域協議会を置く。</p> <p>(地域協議会の役割)</p> <p>第15条 地域協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る以下の事項について審議し、答申するものとする。</p> <p>(1) 総合振興計画その他これらに準ずるものとして市長が認める計画に関する事項</p> <p>(2) 市の重要施策に関する事項</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p>

見直し前	見直し後
<p><u>自覚するとともに</u>、自らの持つ知識、専門性を活かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。</p> <p>2 まちづくり活動団体は、積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>3 まちづくり活動団体は、様々なまちづくりの<u>主体と交流及び連携し、</u>協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(まちづくり活動団体との協働)</p> <p>第19条 市は、まちづくり活動団体に対しまちづくりの<u>情報を提供する</u>とともに、まちづくり活動団体の活動を市民に<u>周知する</u>ものとする。</p> <p>2 市は、協働のまちづくりを促進するため、まちづくり活動団体に対し適切な支援を行うものとする。</p> <p>(地区まちづくり推進委員会)</p> <p>第20条 <u>地域のまちづくり活動を行うために町内会等が自主的に組織した地区まちづくり推進委員会</u>は、地域の特徴を活かしたまちづくりを進めるため、地域協議会、その他のまちづくり活動団体と<u>連</u>携し、協働のまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(まちづくり活動の拠点)</p> <p>第21条 市は、これまで社会教育推進の拠点としていた公民館を、<u>まちづくり活動をサポートする機能を持たせた施設へ移行する</u>など、まちづくり活動の拠点として<u>協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</u></p>	<p><u>自らの持つ知識、専門性を活かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 まちづくり活動団体は、積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>3 まちづくり活動団体は、様々なまちづくりの<u>団体との交流及び連携を図り、</u>協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(まちづくり活動団体との協働)</p> <p>第20条 市は、まちづくり活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、まちづくり活動団体の活動を市民に<u>積極的に</u>周知するものとする。</p> <p>2 市は、協働のまちづくりを促進するため、まちづくり活動団体に対し適切な支援を行うものとする。</p> <p>(地区まちづくり推進委員会)</p> <p>第21条 地域のまちづくり活動を行うため、町内会等が自主的に組織した地区まちづくり推進委員会は、地域の特徴を活かしたまちづくりを進めるため、地域協議会、その他のまちづくり活動団体と<u>共通の施策や課題に協力して取り組むなど</u>連携し、協働のまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(まちづくり活動の拠点)</p> <p>第22条 市は、これまで社会教育推進の拠点としていた公民館を、<u>社会教育活動をはじめ、</u>まちづくり活動をサポートする機能を持たせた施設へ移行するなど、まちづくり活動の拠点として、<u>施設の整備</u></p>

見直し前	見直し後								
<p>__充実を図るものとする。</p> <p>雑則</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第22条 この条例は、必要に応じて見直すものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>表 (第13条関係)</p>	<p><u>・</u>充実を図るものとする。</p> <p>雑則</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第23条 この条例は、必要に応じて見直すものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>表 (第14条関係)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 928 277 970">名称</th> <th data-bbox="280 928 1088 970">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 971 277 1453">浜田地域</td> <td data-bbox="280 971 1088 1453">外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸ヶ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町、東平原町、鍋石町、櫛田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	浜田地域	外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸ヶ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町、東平原町、鍋石町、櫛田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 928 1323 970">名称</th> <th data-bbox="1326 928 2134 970">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 971 1323 1453">浜田地域</td> <td data-bbox="1326 971 2134 1453">外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸ヶ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町、東平原町、鍋石町、櫛田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	浜田地域	外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸ヶ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町、東平原町、鍋石町、櫛田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、
名称	区域								
浜田地域	外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸ヶ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町、東平原町、鍋石町、櫛田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、								
名称	区域								
浜田地域	外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸ヶ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町、東平原町、鍋石町、櫛田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、								

見直し前		見直し後	
	国分町、久代町、下府町、宇野町、下有福町、大金町		国分町、久代町、下府町、宇野町、下有福町、大金町
金城地域	金城町久佐、金城町宇津井、金城町今福、金城町追原、金城町入野、金城町上来原、金城町下来原、金城町七条、金城町波佐、金城町長田、金城町小国	金城地域	金城町久佐、金城町宇津井、金城町今福、金城町追原、金城町入野、金城町上来原、金城町下来原、金城町七条、金城町波佐、金城町長田、金城町小国
旭地域	旭町坂本、旭町今市、旭町丸原、旭町木田、旭町山ノ内、旭町和田、旭町重富、旭町本郷、旭町都川、旭町来尾、旭町市木	旭地域	旭町坂本、旭町今市、旭町丸原、旭町木田、旭町山ノ内、旭町和田、旭町重富、旭町本郷、旭町都川、旭町来尾、旭町市木
弥栄地域	弥栄町長安本郷、弥栄町三里、弥栄町程原、弥栄町大坪、弥栄町稻代、弥栄町高内、弥栄町門田、弥栄町小坂、弥栄町栃木、弥栄町木都賀、弥栄町野坂、弥栄町田野原	弥栄地域	弥栄町長安本郷、弥栄町三里、弥栄町程原、弥栄町大坪、弥栄町稻代、弥栄町高内、弥栄町門田、弥栄町小坂、弥栄町栃木、弥栄町木都賀、弥栄町野坂、弥栄町田野原
三隅地域	三隅町岡見、三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町折居、三隅町東平原、三隅町三隅、三隅町向野田、三隅町河内、三隅町矢原、三隅町下古和、三隅町上古和、三隅町井川、三隅町黒沢、三隅町井野、三隅町室谷、三隅町芦谷	三隅地域	三隅町岡見、三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町折居、三隅町東平原、三隅町三隅、三隅町向野田、三隅町河内、三隅町矢原、三隅町下古和、三隅町上古和、三隅町井川、三隅町黒沢、三隅町井野、三隅町室谷、三隅町芦谷

条例(案)に対する委員のご意見と対応状況

委員からの意見	対応状況
前文	
「全国に先駆け」を「全国にも例の無い」へ (三浦委員)	導入当時は他市町村での事例はありませんでしたが、その後、全国で同様の自治区制度を導入した事例もあることから、「全国に先駆け」のままとします。
「浜田らしさ」の一つとして、浜田港を拠点とした北東アジアとの交流・貿易等の役割を明記してもらいたい (大橋委員)	「浜田らしさ」については、この条例の重要な部分でもありますので、検討会議で議題として取り上げます。
「浜田市の持つ伝統や文化を受け継ぎ、市全体でまちづくりに取り組む」と明記してあるが、これが「浜田らしさ」であることが市民に伝わるのか (俵委員)	
条例をなぜつくるのか、その理由が前文だけで市民に伝わるか不安。市民に伝える際は、具体的に「なぜ」の行間部分を伝えていけるとよい (俵委員)	前文、7行目から17行目及び最終段落を修正しています。ご確認ください。
協働のまちづくりが必要なのかの訴えが弱い (木村委員)	
自治区制度では対応できなくなったことが今一つわからない (三浦委員)	
「自治区という枠を超えた新しいまちづくり」とは具体的に何があるのか (俵委員)	例としては、これまで自治区ごとに設けていた予算枠をやめ、中山間地域振興枠として全市的な予算枠に変更するなどを表現しています。
前文については、委員からのご意見を踏まえて見直しを行っているところですが、非常に長い文章となっております。 事務局では、この度のご意見については、必要な内容だと認識しておりますが、前文は簡潔にしたいという思いがあります。前文については、ご意見の内容を端的に表現できるものへ見直し、具体的な表現については、今後お示しする逐条解説や概要版で、市民の皆さんにお伝えしていきたいと考えています。	
第1章 総則	
第1条 「市民の参画及び協働による」→「市民との協働による」へ変更。協働という言葉が市民の参画を表しており重複していると感じるため (福浜委員)	第1条 修正しましたので、ご確認ください。
第1条 「事項」が何かが分かりにくい。また、この言葉が条文を難しくしている (福浜委員)	第1条 修正しましたので、ご確認ください。

第2条 「非営利の活動」とあるが、利益を目的としていない活動も禁止しているようにとれる（岡本委員）	第2条第1項第3号 修正しましたので、ご確認ください。
第2条 「一人ひとりが主体となり」を「一人ひとりが当事者意識を持ち」へ（三浦委員）	第2条第1項第4号 修正しましたので、ご確認ください。
第3条 「互いを尊重する」を「互いを尊重し助け合う」へ（村井委員）	第3条第1項第2号 修正しましたので、ご確認ください。
第2章 市民の役割	
市民が権利意識を持ってまちづくりに参画してもらうためにも市民の権利について明記すべき（木村委員）	第4条第1項から第3項 「市民の権利」について第4条を追加しましたので、ご確認ください。
第4条 「自ら」が同じ条文に2つあるので、最初の「自ら」は無いほうがよいのでは（副会長）	第5条第1項 冒頭の「自ら」を削除しましたので、ご確認ください。
第4条 「参画及び協働に当たっては」とあるが、何へ参画、協働するのかがわからない（副会長）	第5条第2項 「参画及び協働に当たっては」の前に「まちづくりや市政への」を追記しましたので、ご確認ください。
第4条 「地域らしさ」とあるが、基本理念（第3条）では「浜田らしさ」を使っている。どちらがよいか（俵委員）	第3条では、浜田市が主体ととらえ「浜田らしさ」とし、第4条では市民を主体ととらえ、市民を主体とした場合、「地域らしさ」としたほうがイメージしやすいと考えました。
市民一人ひとりが地域を認識すること、地域らしさは何かを知ることの意味がある。（宮本委員）	地域らしさを知るため、第5条第2項で「地域らしさを大切にし」と記述しています。また、この章以外にも、「浜田市らしさの活用」や「市の自然、文化の継承」についても記述しています。
第3章 市の役割	
第5条 「まちづくりをするうえで必要な」を「地域がまちづくりを進めるうえで、特に地域性を配慮した必要な」が良いのでは（三浦委員）	第6条第5項 市が行う支援について、地域性を考慮するよう修正しましたので、ご確認ください。
第5条 財政支援について、「地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、地域格差の是正・・・」のための支援という意味合いを表現できないか（三浦委員）	

第5条 人的支援については行わないのか(大橋委員)	第6条第5項 「人的支援」についても記載しましたので、ご確認ください。
第5条 「横断的な取り組み」を分かりやすい言葉で(村井委員)	第6条第6項 修正しましたので、ご確認ください。
市の役割は文章だけで終わらないことが、市政への反映につながる(宮本委員)	条例の内容については、行動に移せるよう研修等により職員の育成に努めます。
第4章 協働の推進⇒協働のまちづくり	
協働の推進の手法が記述されているが、併せて「取り組む事業の目的や目標を明確にし、共有する」など具体的な事項を示していけるとよい(俵委員)	取り組む事業の目的・目標の明確化は、情報共有に含まれるものと考えます。また、その他の具体的な事項について、今後示していく説明書で例示していきます。
条文に「協働のまちづくりを推進し」「連携」といった表現が出てくるので、章の題目は「協働のまちづくりの推進」の方がしっくりくる(俵委員)	第8条の題目 「協働のまちづくりの推進」へ修正しましたのでご確認ください
第4章の題目と第6章の題目に「推進」という言葉が重なる。また、第4章の題目と第8条の題目が同じなので、第4章の題目から「推進」を削除してはどうか(副会長)	第4章を「協働のまちづくり」へ修正しましたのでご確認ください。
第9条にある「情報」は市から地域へ下ろすのではなく、地域が市へ依頼し情報を共有することが大切(宮本委員)	第10条に「情報をお互いに広く発信し、収集することにより情報共有に努める」と記述し、地域、市のどちらからも、発信、収集することとしています。
子どもや若者の声が届くよう、市民参画の機会を設けてもらいたい(宮本委員)	第11条にある方法を含め、市民参画の機会を積極的に設けた市政運営に努めます。
第5章 地域協議会	
現在の地域協議会の状況が記述されているだけで、条例と地域協議会との係わりや役割が不明(岡本委員)	第14条第1項 冒頭に地域協議会のあり方について追記しましたので、ご確認ください。
地域協議会の役割がどのように協働もまちづくりへ活かされるのかが見えにくい(俵委員)	なお、この規定は、現在の地域協議会の設置条例である「自治区設置条例」に替わる規定となります。
第14条 役割に「一体的なまちづくりの進捗に関する事項」を追加すべき(木村委員)	第15条第2項第2号 追加しましたので、ご確認ください。
第15条 「当該地域の自治会、町内会等」を「当該地域のまちづくり委員会等」へ(三浦委員)	第16条第2項 1行目 修正しましたので、ご確認ください。
第16条 任期を4年にする考えはないか(三浦委員)	これまでの検討内容及びまちづくり委員会や自治会などの任期も踏まえ2年のままとしています。

別表 浜田地域が広すぎるので配慮する必要があるのでは（三浦委員）	これまで浜田地域の地域協議会では現状のままで良いとのご意見でしたが、改めてこのたびのご意見を踏まえて検討します。
地域の声を地域から市へ意見を述べることで地域協議会がより活発になればよい。組織、委員の任期等はよい（宮本委員）	活発な地域協議会となるよう、第14条に「地域協議会が市長に対し意見を述べることができる」こととしています。
第6章 まちづくり活動の推進	
第18条 「社会的意義の自覚」に関する記述は不要。第2条に「公益の増進につながる非営利の活動を・・・」と記述があるため（福浜委員）	第19条第1項 削除しましたので、ご確認ください。
第18条 「様々なまちづくりの主体と交流及び連携し」を「様々なまちづくりの団体との交流や連携を図り」へ（三浦委員）	第19条第3項 1行目 修正しましたので、ご確認ください。
第19条 「情報提供」ではなく、「情報発信」の方が主体的に感じる（俵委員）	市からの情報は「発信よりも「提供」が相応しいことから、修正しないこととします。
第19条 「市民に周知する」を「市民に積極的に周知する」へ（三浦委員）	第20条第1項 2行目 修正しましたので、ご確認ください。
第20条 推進委員会と他の活動団体との関係を明確にするため、「～町内会」の後に「自治会など多様な主体が参画して」という文言を追加すべき（木村委員）	地区まちづくり推進委員会の組織については、他の規定で定めているため、ここでの詳細な記載はしないこととします。
第20条 「地域協議会とその他まちづくり団体と連携」とあるが、団体のレベル感が違いすぎる。連携のあり方について、もう少し丁寧に説明した方がよい（俵委員）	第21条第1項 3行目 修正しましたので、ご確認ください。
第21条 「連携」は、これからのまちづくりには特に大切で必要とされる（宮本委員）	協働のまちづくりにおいて「連携」は必要不可欠だと考えます。条例の中では「連携」という文言以外にも「協力」「交流」「補完」といった文言により、「連携」して進めていくことの大切さを記述しています。
第21条 推進委員会と他の活動団体との関係を明確にするため、「まちづくり活動の拠点として」の後に「施設の整備・」という文言を追加すべき（木村委員）	第22条第1項 3行目 修正しましたので、ご確認ください。
第21条 全体を「市は、これまで社会教育推進の拠点であった公民館を、社会教育活動をはじめ、まちづくり活動をサポートする機能等様々な機能を持つ施設へ移行するなどし、まちづくり活動の拠点としての充実を図る」へ（三浦委員）	第22条第1項 1行目 公民館の機能の説明に「社会教育活動をはじめ」という文言を追加しましたので、ご確認ください。

第21条 公民館がまちづくりをサポートするとあるが、今の体制では荷が重過ぎる。ここは強調してもらいたい（宮本委員）	コミセンの体制等については、役割に見合った体制を確立するとともに、サポート体制についても充実していくこととしています。
第21条 コミセンに関する条文はこれだけか（三浦委員）	コミセンに関する規定は別に定めることとしているため、本条例ではコミセンのあり方についてのみ記述しています。
第7章 雑則	
第23条 透明性を高めるため、「別に定める。」を「規則で定める。」とすべき（木村委員）	定める内容によっては、「規則」「要綱」「要領」など定める形式が変わるため、「別に定める」としています。どの形式で定めた場合でも、規則と同様、市民の皆様には公開した上で運用します。
その他	
人口対策、福祉問題への取り組みが今後の課題。健康寿命の延伸にも力を入れることで、笑顔で暮らせるまちづくりができる（宮本委員）	現在も人口対策、福祉問題については取り組んでいるところですが、今後も浜田市の重要な課題の一つとして取り組みを進めます。
浜田らしさは感じないが、特に強調する必要も無い。また、インパクトに欠ける（岡本委員）	「地域らしさ」や「伝統や文化の継承」といった記述で「浜田らしさ」を表現しています。その他、「浜田らしさ」やインパクトを出すよい表現がありましたらご教示ください。
どこの自治体の条例かわかる言葉を盛り込むことで、「浜田らしさ」を示せると思う（大橋委員）	
「主体」を「主役」へ（三浦委員）	修正可能な「主体」については「主役」へ修正しましたので、ご確認ください。
条例の実効性を高めるため、「まちづくり条例の推進」を章立てすべき。条例の実効性を高めるため、総合振興計画の具現化となる条例には「推進計画」と「進捗管理」の位置づけが必要（木村委員）	検討委員会の中で検討します。
第22条 「見直すものとする」を「見直しをする」へ（三浦委員）	条文をやわらかい感じにするため、「です。」「ます。」調の文末にすることは可能です。検討委員会の中で検討します。
文末の「～するものとする。」を「～する。」としたほうがよい（三浦委員）	※ 「浜田市公文書規定」の改正が必要
文言がかたいように感じる（村井委員）	